

障発0416第6号
平成22年4月16日
障発0331第32号
平成23年3月31日
障発0330第20号
平成24年3月30日
障発0318第8号
平成25年3月18日
障発0314第5号
平成26年3月14日
最終改正障発0327第17号
平成27年3月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者自立支援機器等開発促進事業の実施について

障害者の自立や社会参加を支援するためには、支援機器や技術開発の促進を図ることが必要不可欠であるが、障害者の自立を支援する機器の開発（実用的製品化（ソフトウェアを開発する場合を含む。）が進んでいない状況にあることから、マーケットが小さいため事業化が困難である等の理由から、実用的製品化が進まない機器について、障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害者と連携して開発する取組みに対して助成を行い、障害者の自立や社会参加を支援する支援機器や技術開発の促進を目的として、今般、別紙のとおり「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」を新たに定め、平成22年4月1日から実施することとしたので通知する。

貴職におかれては、御了知の上、産業振興関係部局、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等への周知に、特段の配慮をお願いする。

(別添)

障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱

(平成22年4月16日制定)

1 目的

障害者の自立や社会参加を支援するためには、支援機器や技術開発の促進を図ることが必要不可欠であるが、障害者の自立を支援する機器の開発（実用的製品化（ソフトウェアを開発する場合を含む。以下同じ。））が進んでいない状況にある。

このことから、本事業は、マーケットが小さく事業化が困難である、あるいは技術開発は終了しているが経費的な問題からモニター評価（被験者による評価試験をいう。以下同じ。）が行えないといった理由から、実用的製品化が進まない機器について、障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行い、もって、障害者の自立や社会参加の促進に資することを目的とする。

2 補助対象事業

本要綱に定める対象分野に関する開発の提案を公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす開発のうち、外部有識者等で構成される評価検討会（以下「評価検討会」という。）による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

なお、公募については、別に定める「障害者自立支援機器等開発促進事業公募要項」（以下「公募要項」という。）により行うものとする。

3 応募に関する諸条件等

(1) 応募資格者

障害者の自立を支援する機器の実用的製品化開発、普及を目指す国内の民間企業であって、実用的製品化開発を行う能力及び開発体制を有し、その経理が明確でかつ経営の安定性が確保されている法人（以下「開発機関」という。）とする。

(2) 開発組織及び開発期間等

ア. 開発組織

開発機関が当該開発を複数の機関と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成されるものとする。

(ア) 開発代表者

開発計画の遂行に全ての責任を負う開発機関に所属する者。

(イ) 開発分担者

開発機関と共同開発を行う機関において、当該開発に責任を負う者。

分担した開発項目の遂行に必要な経費（直接経費）の配分を受けた場合、その適正な執行に責任を負わねばならない。

(ウ) 開発協力者

開発代表者の開発計画の遂行に協力する開発機関以外に所属する者で、開発に必要な経費（直接経費）の配分を受けない者。

イ. 開発期間

交付基準額等の決定通知がなされた日以後であって実際に開発を開始する日から当該年度の実際に開発が終了する日までとする。

また、応募に当たっては、最長で3年間の開発期間を提案することが可能である。

ただし、複数年に渡る提案で採択されたものであっても、年度毎に審査を行うこととしており、その結果によっては次年度以降への継続が認められない場合がある。

4 対象分野

次の分野に関する開発の提案について、審査の上で採択を行う。なお、事業の実施状況等を踏まえて、必要な分野を追加できるものとする。

分野番号	分野名称
1	肢体障害者の日常生活支援機器
2	視覚障害者の日常生活支援機器
3	聴覚障害者の日常生活支援機器
4	盲ろう者の日常生活支援機器
5	難病患者等の日常生活支援機器
6	障害者のコミュニケーションを支援する機器
7	障害者のレクリエーション活動を支援する機器
8	障害児の生活を豊かにするための支援機器
9	脳科学の成果を応用した支援機器
10	その他

5 補助額等

(1) 補助対象となる開発テーマの事業規模

公募要項に定めるものとする。

(2) 補助率

1 / 2（厚生労働大臣が必要と認めた額（対象経費の実支出額）を基準とする。）

(3) 対象経費

申請できる開発経費は次のとおりである。

支援機器の開発に必要な直接経費（賃金、謝金、備品費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費）並びに委託費

各項目の具体的な支出例は、以下のとおりである。経費の算出に当たっては、開発機関の内規等に基づくこと。なお、賃金及び謝金は、公募要項に定める単価基準額に基づくものとし、旅費は「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年四月三十日法律第百十四号）」に準ずるものとする。

	項目	具体的な支出例
直接経費	賃金	<ul style="list-style-type: none"> 開発に必要な資料整理作業等を行う者を日々雇用する経費 支払い対象者について、法令に基づいて雇用者が負担する社会保険の保険料
	謝金	<ul style="list-style-type: none"> 開発協力者（開発組織に属さない試験被験者やアドバイザー等）に対する謝礼（いずれも金銭、物品を問わない。）
	備品費	<ul style="list-style-type: none"> 点字プリンター等リースになじまない物品の購入経費（※パソコン等、OA機器の購入は補助対象外）
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、又は毀損しやすいもの、長期間の保存に適さない物品の購入費 市販ソフトウェア
	雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 開発要素のない機械装置製作やソフトウェア作成等の委託費を除く外注費 銀行振込手数料、翻訳手数料、倫理審査受審料 開発を行うために必要な事務費等（施設整備費は補助対象外）
	借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> 会場借上料、パソコン等の機械の借上料、設備損料
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> 開発のために行う国内の旅行経費（開発協力者に対する旅費を含む）
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> 会議用、式日用の茶菓代（弁当等の食事代は含まない）
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 郵便料、運搬料、電信電話料
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 報告書、パンフレット等の印刷、製本の経費
	光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> 電気使用料、ガス使用料、水道使用料等及びこれらの使用に伴う計器類の使用料 自動車等の燃料の購入費
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> 製品の設計や作製など開発の主要部分を外部に委託する経費（原則として、直接経費の1/5以内とする）

6 留意事項

(1) 採択されない開発内容について

開発の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- ア. 主たる目的である開発を開発者が実質的に行わず、第三者に外注・委託する場合や、第三者に対する資金の交付が大部分を占める場合
- イ. 開発経費の大部分が備品費である場合
- ウ. 事業実施期間中に営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められる場合
(例) 事業実施期間中に本事業の補助金において開発した試作機等を営利目的で販売する。

(2) 開発の内容、実施方法等について

開発に当たっては、以下に掲げる点に留意して行うこと。

- ア. 開発で期待される成果が、自立支援の促進につながる障害者が存在すること。
- イ. 開発の目的及び期待する成果が明確で、実用的製品化までの適切な事業計画が策定されていること。
- ウ. 支援機器の開発における想定ユーザである障害者（例えば視覚障害者支援機器の場合それを利用する視覚障害者、以下「想定ユーザ」という。）、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会、日本義肢協会などから推薦された医療福祉専門職で支援機器の想定ユーザらの障害、生活環境について知見のある者（以下「医療福祉専門職」という。）等のアドバイス等を適宜得られる体制にあること。
- エ. 想定ユーザによるモニター評価を実施し、改良開発を繰り返すことで使い勝手の良く、適切な価格になるよう実用的製品化を進めること。
- オ. モニター評価や改良開発に関し、医療福祉専門職等のアドバイス等を適宜得ながら実用的製品化を進めること。
- カ. 開発倫理に留意し、モニター評価を行う前に、必ず開発機関及び福祉機器の倫理審査に精通している機関（日本生活支援工学会、協力大学等）における倫理審査を受けること。

(3) 開発状況の報告等について

- ア. 開発期間中、評価検討会により、進捗状況の確認を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行うため報告会を開催するものであること。
- イ. モニター評価の改良試作機作製等のための金型作製により、総合的に1台当たりの製作費用が少なくなる場合には、補助金を仮金型や本金型に当てることができるものとするが、それ以外の金型作製は対象としない。
なお、金型作製を希望する開発者は、評価検討会に許可申請を行い、有効性を説明できる資料や試作機などを示し、了承を得ること。
- ウ. 開発の成果（モニター評価を含む）等をまとめた報告書冊子を作成し、開発終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出すること。
なお、報告書冊子は、国立国会図書館にも納本を行うものであること。

エ. 開発の実施状況及び成果については、公開できる状態になり次第、速やかに開発機関のホームページ等を通じて、その情報発信に努めること。

なお、ホームページにおける公表にあたっては、補助金交付決定時（事業目的及び事業計画等）及び開発の完了後（事業の成果の概略）の2回以上にわたって、行うのが望ましいこと。

また、開発の成果は厚生労働省のホームページにおいても公開されるものであること。

オ. 採択された開発テーマを実用的製品化する際は、厚生労働省まで報告すること。

また、実用的製品化するまでの間において、厚生労働省又は評価検討会より問い合わせがあった際は、開発状況について速やかに報告すること。

カ. 開発の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにすること。

(4) デモンストレーションの実施について

ア. 開発の成果を公開できる状態になったら、デモンストレーションを行うよう努めること。その際、支援機器の操作を行う者は、想定ユーザであることが望ましい。またデモンストレーションの経費について、開発期間内であれば直接経費に含めることも出来るものであること。

なお、開発期間終了後にデモンストレーションを開催する場合については、開発機関で負担すること。

イ. 中間・事後評価のため、評価検討会において、デモンストレーション又はプレゼンテーションを兼ねた報告会を行うものであること。

(5) 補助金の取り扱いについて

ア. 補助金の支払いは、概算払いとすること。

イ. 補助金の管理及び経理について

補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、開発代表者及び経費の配分を受ける開発分担者の開発費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、開発機関が責任を持って行うこと。

ウ. 不正経理等に伴う補助金の交付の制限について

開発者が補助金の不正経理又は不正受給（偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。以下「不正経理等」という。）により、平成16年度以降、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第17条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、それぞれ一定期間、当該開発者（不正経理等を共謀した者を含む。）は補助金の交付の対象外となり開発分担者となることもできない。

なお、開発分担者が不正経理を行った場合は、開発分担者のみが補助金の交付対象外となるものであること。

エ. 経費の混同使用の禁止について

他の経費（開発機関の経常的経費又は他の補助金等）に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。

7 応募方法

補助を希望する者は、公募要項に定めるところに従い、書面及び電子媒体で応募するものとする。

8 採択方法

提案については、評価検討会における評価を踏まえて、厚生労働省が採択又は不採択を決定する。